

人間文化研究機構国文学研究資料館データベース利用規程

平成16年 7月29日
規程第31号
平成28年 9月 8日
改正 令和 6年 5月 9日

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構国文学研究資料館（以下「当館」という。）が学術調査・学術研究の振興及び教育活動のため公開するデータベースの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「データベース」とは、当館が著作権、又は著作権の使用許諾を有し、当館データベースの受入及び公開に関する取扱要項に基づき公開するデータベースをいう。
- (2) 「オープンデータ」とは、人間文化研究機構国文学研究資料館の公開データのオープン化に関する指針に基づき、当館データベースにおいて公開する館蔵原本資料及び別に定める資料に関する次のデータをいう。

- ア 画像データ
- イ 書誌データ
- ウ 典拠データ
- エ 本文テキストデータ
- オ 資料や本文テキストへの付加データ
- カ データセット

(公開方法)

第3条 データベースの公開方法は、次の各号による。

- (1) 一般公開
- (2) 利用登録制

2 前項第2号によりデータベースを利用する場合の手続き、利用資格等は別に定める。

3 オープンデータは、原則として、著作権保護期間が終了している資料の画像データはパブリックドメイン、著作権保護期間が終了しておらず当館が著作権を有する公開データはクリエイティブ・コモンズにおけるCC0、著作権保護期間が終了しておらず当館以外が著作権を有する公開データはRights Statements In Copyrightのそれぞれの下で提供する。

(利用時間)

第4条 データベースの利用時間は、別に定める場合のほか原則24時間とし、必要な場合には、館長は臨時に業務の全部又は一部を休止することができる。

(利用料金)

第5条 データベースの利用は無償とし、有償の場合は別に定める。

(利用による成果の公表)

第6条 利用者がデータベース（オープンデータを除く）を利用し研究成果等を公表する場合は、当館のデータベースを利用したことを明記するとともに、館長にその公表物を1部提出するものとする。

(利用方法等の遵守)

第7条 利用者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- (2) データベースに定められた利用方法を守ること。
- (3) 営利を目的として使用しないこと。（オープンデータを除く。）ただし、営利目的での使用を認める旨の記載がある場合はこの限りでない。
- (4) オープンデータの利用に当たっては、次に定める内容を含めたクレジットを記載するよう努めること。
 - ・オープンデータのタイトル
 - ・人間文化研究機構国文学研究資料館
 - ・第3条第2項によって表示される利用条件
 - ・オープンデータを改変して利用する場合はその旨
- (5) その他、館長が指示する事項を遵守すること。

2 第3条第1項第2号によりデータベースを利用する者は、前項に掲げるもののほか、当該データベースの利用条件を遵守するものとする。

(不正利用の防止等)

第8条 データベースの利用に関し、この規程に反する利用、その他不正・違法行為が行われた場合、又は行われようとした場合は、館長は利用の停止など不正防止のための措置を行うことができる。

2 館長は、不正・違法行為によりデータベース等に損害が生じた場合は、その行為者に原状回復のための処置や損害の賠償を要求することができる。

3 利用者が当館データベースを利用したことにより損害が生じても当館は一切の責任を負わない。

4 利用者の本規程の違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当館は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、データベースの利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。